

# 公共建築改修工事標準仕様書

## (令和7年版) 抜粋

### 3章 防水改修工事

#### 6節 塗膜防水

##### 3.6.1 一般事項

この節は、新設する防水層として塗膜防水材(ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系)を用いて施工する塗膜防水に適用する。

##### 3.6.2 材料

###### (1) 主材料

塗膜を形成する材料は JIS A 6021 (建築用塗膜防水材) の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形、ウレタンゴム系高強度形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

なお、ウレタンゴム系高強度形は、JIS K 5600-1-1 (塗料一般試験方法-第1部:通則-第1節:試験一般(条件及び方法))により、指触乾燥時間(23℃)が60秒以内のものとする。

###### (2) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは、3.3.2(10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

###### (3) その他の材料

プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

##### 3.6.3 種別及び工程

###### (1) POX 工法及び L4X 工法は、次による。

(ア) 新規防水層の種別及び工程は表 3.6.1 及び表 3.6.2 により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、表 3.6.1 により、POX 工法の場合は、種別 X-1 とし、L4X 工法の場合は、種別 X-2 とする。

表 3.6.1 ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X-1 (絶縁工法)		X-2 (密着工法)	
工程	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り (注)1	0.3	プライマー塗り	— (注)8
2	ウレタンゴム系高伸長形 防水材塗り	3.0 (注)5 (注)6	ウレタンゴム系高伸長形 防水材塗り 補強布張り	0.3
3	ウレタンゴム系高伸長形 防水材塗り		ウレタンゴム系高伸長形 防水材塗り	
4	仕上塗料塗り (注)7	—	ウレタンゴム系高伸長形 防水材塗り	2.7 (注)5(注)6 (1.7) (注)3
5	—	—	仕上塗料塗り (注)7	—

- (注) 1.接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。  
 2.L4X 工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程 1 を省略する。  
 3.立上り部は全て、種別 X-2 とし、工程 3 及び工程 4 のウレタンゴム系防水材の使用量を ( ) 内とする。  
 4.表中のウレタンゴム系防水材の使用量は、硬化物比重が 1.0 である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。  
 5.ウレタンゴム系防水材塗りは、2 回以上に分割して塗り付ける。  
 6.ウレタンゴム系防水材塗りの 1 工程当たりの使用量は、平場は 2.5kg/m<sup>2</sup>、立上りは 1.5kg/m<sup>2</sup> を上限とする。  
 7.仕上塗料の種類及び使用量は、**特記**による。**特記**がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。  
 8.使用量は主材料の製造所の仕様による。

表 3.6.2 ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種別及び工程

種別	X-1H (絶縁工法)		X-2H (密着工法)	
工程	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り (注)1	0.3	プライマー塗り	— (注)7
2	ウレタンゴム系高強度形 防水材吹付け (注)5	3.0 (注)3	ウレタンゴム系高強度形 防水材吹付け (注)5	3.0 (注)3 (2.0) (注)4
3	仕上塗料塗り (注)6	—	仕上塗料塗り (注)6	—

- (注) 1.接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。  
 2.L4X 工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程 1 を省略する。  
 3.表中のウレタンゴム系防水材の使用量は、硬化物比重が 1.0 である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。  
 4.立上り部は全て、種別 X-2H とし、工程 2 のウレタンゴム系防水材の使用量を ( ) 内とする。  
 5.吹付け作業が困難な部位の工法は、主材料の製造所の仕様による。  
 6.仕上塗料の種類及び使用量は、**特記**による。**特記**がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。  
 7.使用量は主材料の製造所の仕様による。

### 3.6.4 施工

- (1) 防水層の下地は、次による。
  - (ア) 防水層の下地は、3.2.6による。
  - (イ) ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。
  - (ウ) P0X 工法において、立上り部の保護層及び防水層を撤去しない場合は、主材料の製造所の仕様による。
- (2) プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。
- (3) 下地の補強は、次による。
  - (ア) コンクリートの打継ぎ箇所、3.2.6により補修を行った著しいひび割れ箇所等は、幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りを行う。ただし、種別 X-1 及び X-1H における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。
  - (イ) 種別 Y-2 の場合は、出隅及び入隅を幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
  - (ウ) ルーフドレン、配管等の取合いは、幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
- (4) 塗膜防水材塗りは、次による。
  - (ア) 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
  - (イ) 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。  
なお、種別 X-2 又は Y-2 の場合の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。
  - (ウ) 塗継ぎの重ね幅は 100mm 以上とし、補強布の重ね幅は 50mm 以上とする。
- (5) ウレタンゴム系高強度形防水材吹付けは、主材料の製造所の仕様による。
- (6) (1)から(5)まで以外は、主材料の製造所の仕様による。